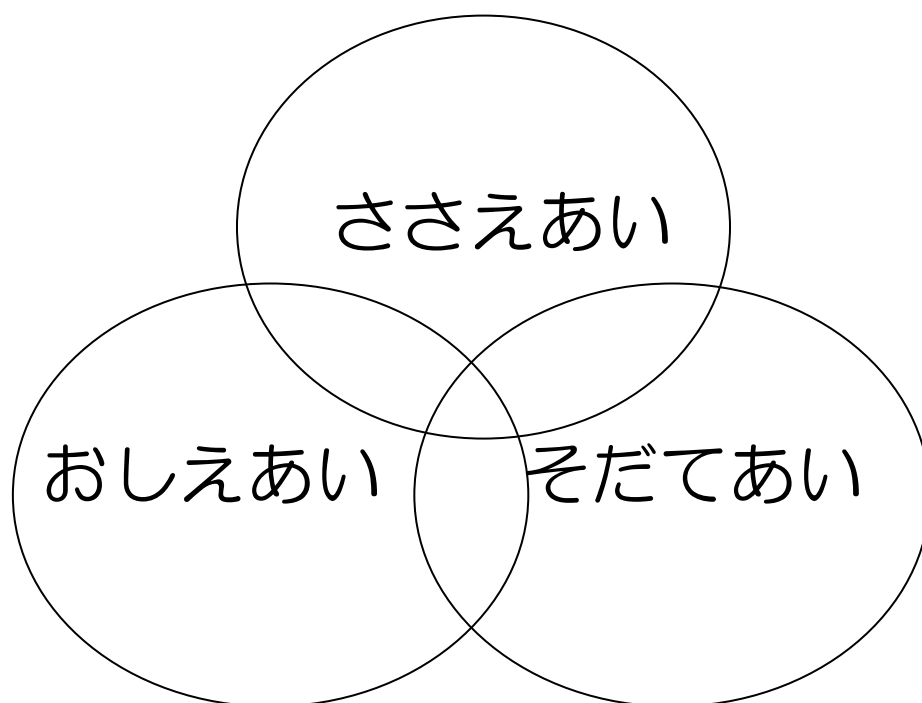


第 2 次
上富良野町地域福祉計画

《平成26年度～平成30年度》



平成26年2月
上富良野町

~~~~目 次~~~~

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 地域福祉を取り巻く現状

- 1. 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 年齢別人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 高齢者の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 障がい者の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4. 児童の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5. ボランティアの登録者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6. 生活保護の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 施策の展開について

- 1. 支えあい
 - “みんなで支えあうための福祉ネットワークづくり”・・・・・・ 18
- 2. 教えあい
 - “安心して暮らせる地域社会づくり”・・・・・・ 24
- 3. 育てあい
 - “みんなで育てる福祉の環境づくり”・・・・・・ 31

第5章 計画推進にあたって

- 1. 町民・関係団体・行政の協働による計画推進・・・・・・・・・・ 36
- 2. 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進・・・・・・・・・・ 36
- 3. 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 4. 計画の進行評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

本町では、平成21年3月に「支えあい、教えあい、育てあい、町民が安心して暮らせる温もりのあるまち」を基本理念とする「上富良野町地域福祉計画」（第1次計画）を策定し、この計画に基づき、地域住民主体による支えあい活動の推進やボランティア活動の促進、福祉サービスの充実、防災・防犯対策の推進、地域活動参加への環境の整備、福祉活動者の育成、日常生活の支援などを推進してきました。

その後、現在までの間、全国的に少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が急速に進行するとともに、地域や家族の絆が希薄になるだけでなく、子どもや障がい者（児）、高齢者への虐待、高齢者の孤独死、青少年の犯罪、いじめなど、様々な社会問題が増加しています。

平成23年3月11日には、東日本大震災が発生し、あらためて地域コミュニティの必要性が再確認されている中、今後、地域福祉を推進していく上では、災害時における要援護者支援の在り方についても再度、検討していく必要があります。

こうした状況に対応するため、福祉分野では、度重なる制度改正が行われており、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等において様々な取り組みが進められています。本町においても「上富良野町介護保険計画・高齢者福祉計画」「上富良野町障害者計画」「上富良野町障害福祉計画」「上富良野町次世代育成支援行動計画」など、各個別計画を策定し、福祉の推進に努めてきました。

国においても、持続可能な社会保障制度に向けた改革のプログラムが示され、住まい、医療、福祉、予防、生活支援を一体的に進める地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築が大きな課題となっています。

このような社会状況の中、改めて地域の福祉力の重要性が認識され、第1次計画が平成25年度に終了することから、地域の課題を明らかにするとともに、これまでの取り組みをさらに強化し、地域福祉の推進を図ることを目指し、「第2次上富良野町地域福祉計画（以下、本計画）」を策定します。

2. 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉とは

一般に福祉というと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など、対象者ごとに分かれたものと考えられます。対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって必要な福祉サービスが提供されてきたことが要因であると思われます。

しかし、公平性・均一性の確保が求められる公的な福祉サービスだけでは、全国一律の型通りの支援になることが多く、地域の実情に応じた支援を行うためには、町民同士の支えあいなどが必要となっています。

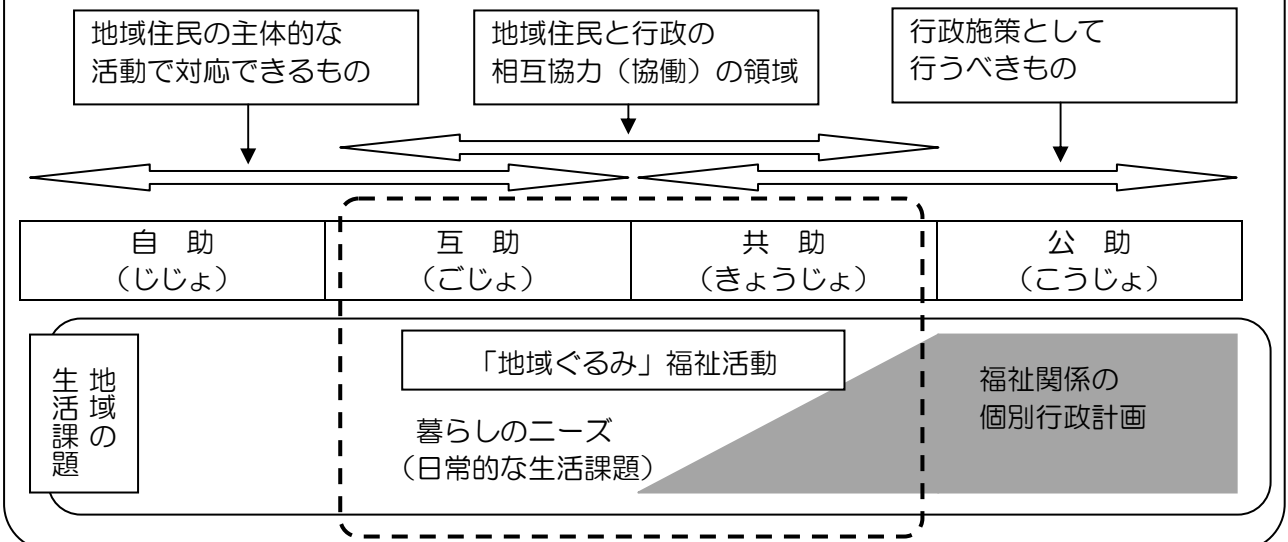
地域福祉は、子どもから高齢者まで町民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる支えあいのしくみをつくることを目指すものです。

そのためには、福祉の4つの助けである「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれバランスよくその役割を果たしながら、個人、隣近所や友人・知人、自治会のほか、ボランティア団体やその他団体等と行政とが密に連携し、地域という舞台で協働で福祉活動に取り組むことが大切です。

【福祉の4つの助け合い】

- ・自助：個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
- ・互助：地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）
- ・共助：自治会、民間非営利団体、ボランティア、社会福祉法人などによる活動や事業（「地域ぐるみ」福祉活動に参加して地域で支えあう）
- ・公助：公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

○「自助」「互助・共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



〔社会福祉法抜粋〕

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 地域福祉計画とは

すべての町民が生活の拠点である住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう地域の助けあいによる福祉を推進するため、お互いを思いやり、助けあい、その人らしく自立した生活が送れるようなしくみをつくるため「地域のつながり」「人と人のつながり」を大切に作る計画です。

幅広い町民の主体的な参加と町民、事業者、行政の協働のもとに、「ともに支えあい、いきいき暮らせる地域づくり」を実現することを目的としています。

上富良野町では、地域福祉をより一層推進するため、「第2次上富良野町地域福祉計画」を策定します。

3. 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

社会福祉法第107条に基づいた計画で、第5次上富良野町総合計画（平成21年度～平成30年度）を上位計画とし、すでに策定されている高齢者、障がい者、児童等を対象とした町の個別の福祉計画を横断的に結びつけ、本町の地域福祉分野の施策を具体化する基本計画としての性格を有します。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下『市町村地域福祉計画』という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 上富良野町総合計画および関連する個別計画

上富良野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画、上富良野町障害者計画、上富良野町障害福祉計画、上富良野町次世代育成支援行動計画など、個別の保健福祉部門計画は、高齢者、障がい者、児童の対象ごとの福祉施策をそれぞれの計画の領域にしています。

これに対し、地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を地域において総合的に推進する上での理念と地域の福祉力を高めるための個別施策を内容とします。

計画の策定、推進にあたっては、これらの個別計画と整合性を図りながら取り組めます。また、上富良野町社会福祉協議会(以下「社協という。）」が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉実践プラン」と相互に連携しながら推進します。

第5次上富良野町総合計画

(平成21年度～平成30年度)

“四季彩のまち、かみふらの”

— 風土に映える 暮らしのデザイン —

- 1 人や地域とつながりのある暮らし
- 2 穏やかに安心して過ごせる暮らし
- 3 快適で楽しく潤いのある暮らし
- 4 地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし
- 5 誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし

地域福祉の推進

上富良野町地域福祉計画

町民が安心して暮らせる
温もりのあるまち

- 1 支えあい
みんなで支えあうための福祉
ネットワークづくり
- 2 教えあい
安心して暮らせる地域社会
づくり
- 3 育てあい
みんなで育てる福祉の環
境づくり

連携

上富良野町社会福祉協議会

地域福祉実践プラン

上富良野町介護保険事業計画・
高齢者福祉計画
平成24年度～平成26年度

上富良野町障害者計画
平成25年度～平成32年度

上富良野町障害福祉計画
平成25年度～平成26年度

上富良野町次世代育成支援行動計画
平成22年度～平成26年度

健康かみふらの21
平成25年度～平成34年度

健やか親子かみふらの21
平成22年度～平成26年度

上富良野町食育推進計画
平成25年度～平成29年度

上富良野町地域防災計画
平成17年度～平成25年度

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

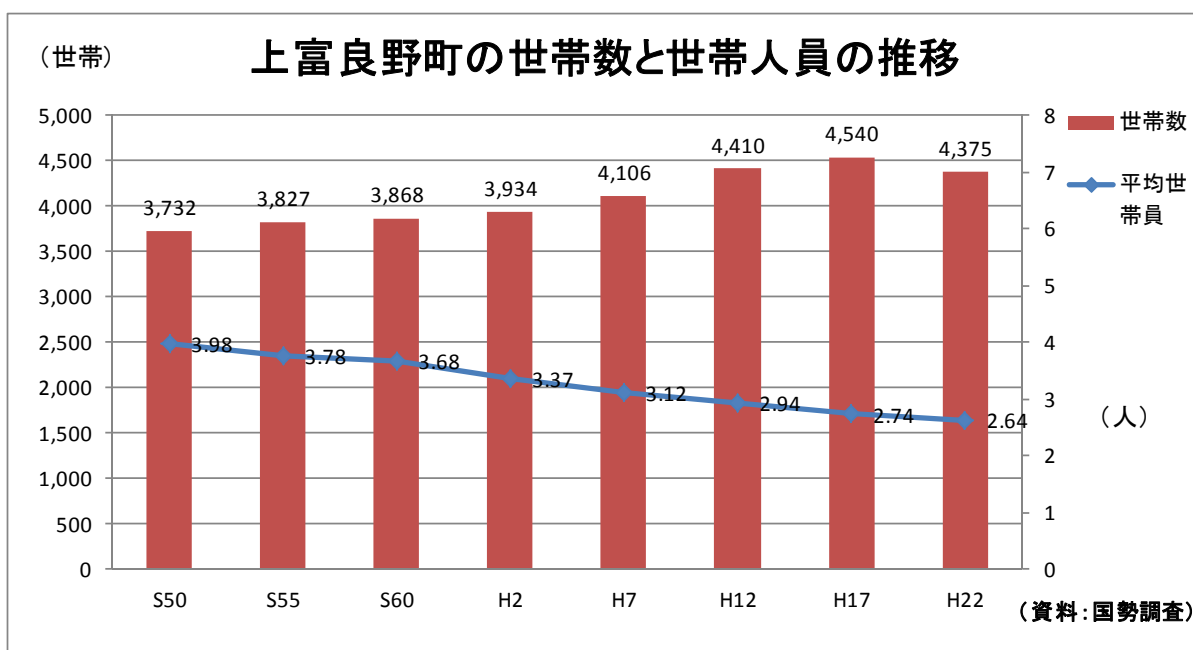
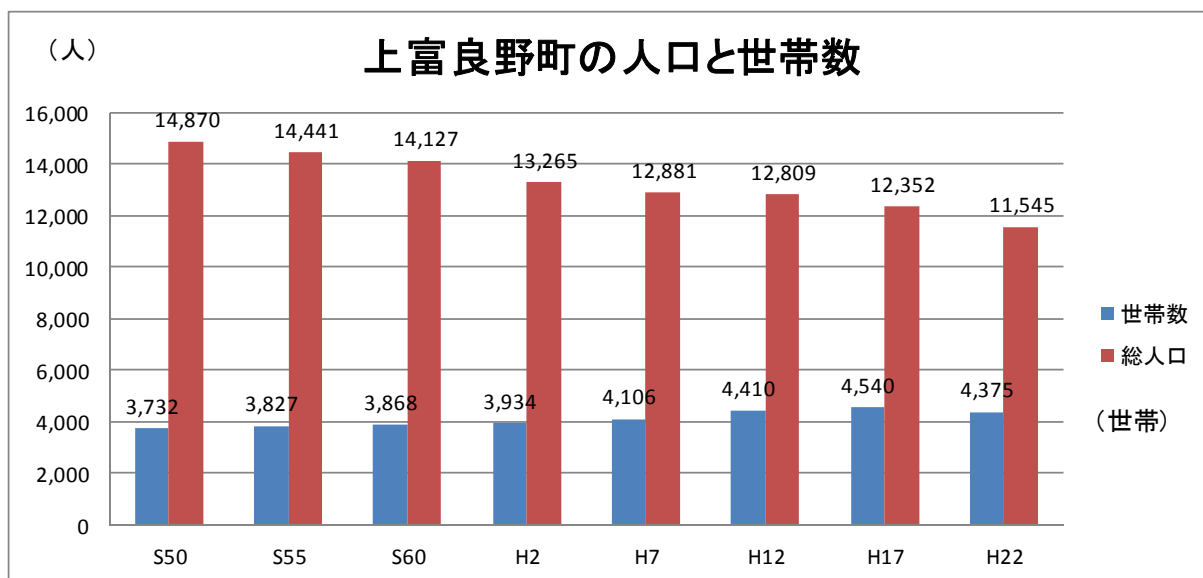
計画名／年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
上富良野町総合計画	第4次		第5次													
地域福祉計画				第1次					第2次							
上富良野町障害者計画	第1期					第2期										
障害福祉計画	第1期	第2期		第3期			第4期			第5期						
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	第3期		第4期		第5期			第6期								
次世代育成支援行動計画	前期				後期				子ども子育て支援事業計画							
上富良野町地域防災計画									子ども子育て支援事業計画							

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口の推移

平成22年の国勢調査における上富良野町の人口総数は11,545人で、昭和50年の人口14,870人に比べ3,325人（約22.4%）減少しています。

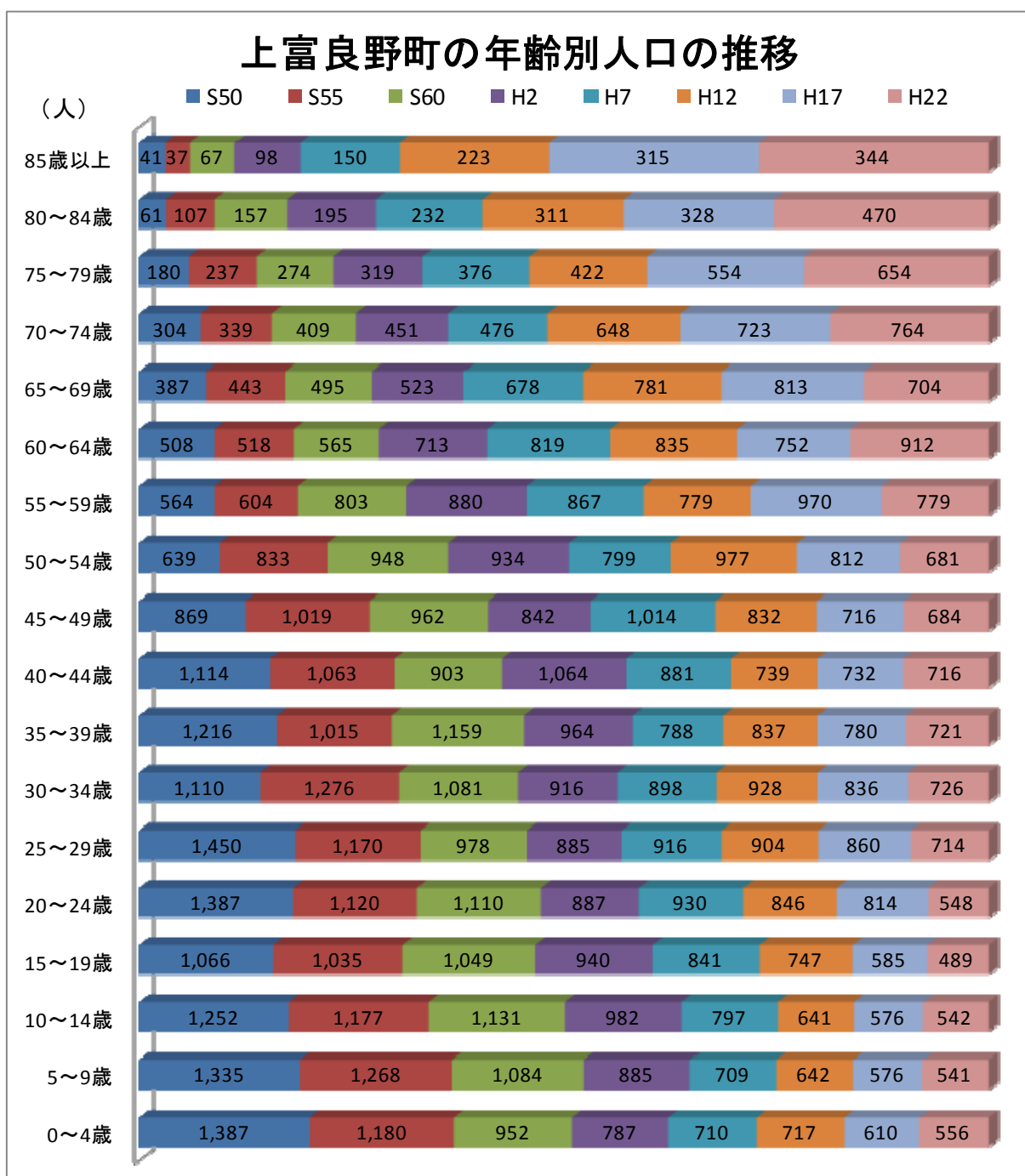
平均世帯人員は、昭和50年の3.98人から平成22年には2.64人と減少し、その要因としては、出生率の低下及び核家族化や社会経済の著しい変化などが考えられます。



また、年齢別の人口の推移をみますと、14歳以下の年少人口は、昭和50年は3,974人でしたが、平成22年は1,639人と減少しています。

一方、65歳以上の老年人口をみますと、昭和50年は973人（内75歳以上の後期高齢者人口282人）でしたが、平成22年は2,936人（内75歳以上の後期高齢者人口1,468人）と増加しています。

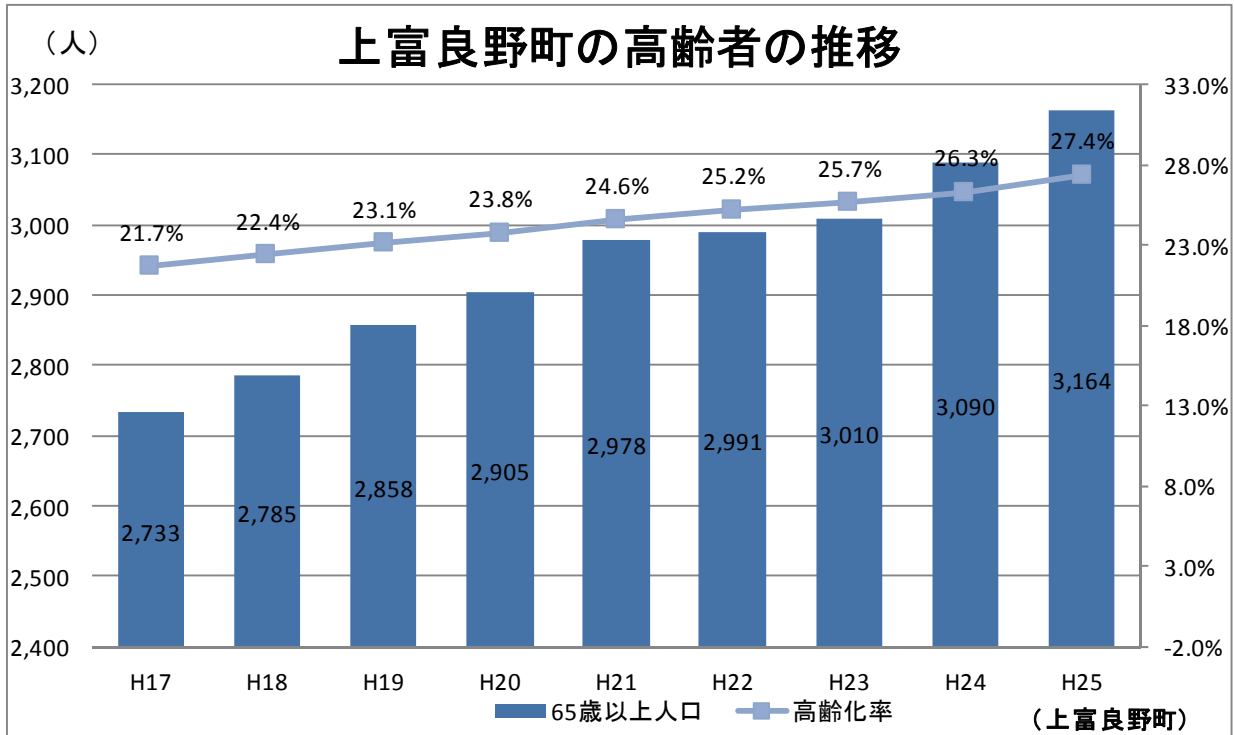
65歳以上の高齢者人口は増加傾向（内75歳以上の後期高齢者人口は急増）となっており、超高齢化が進行している傾向にあります。



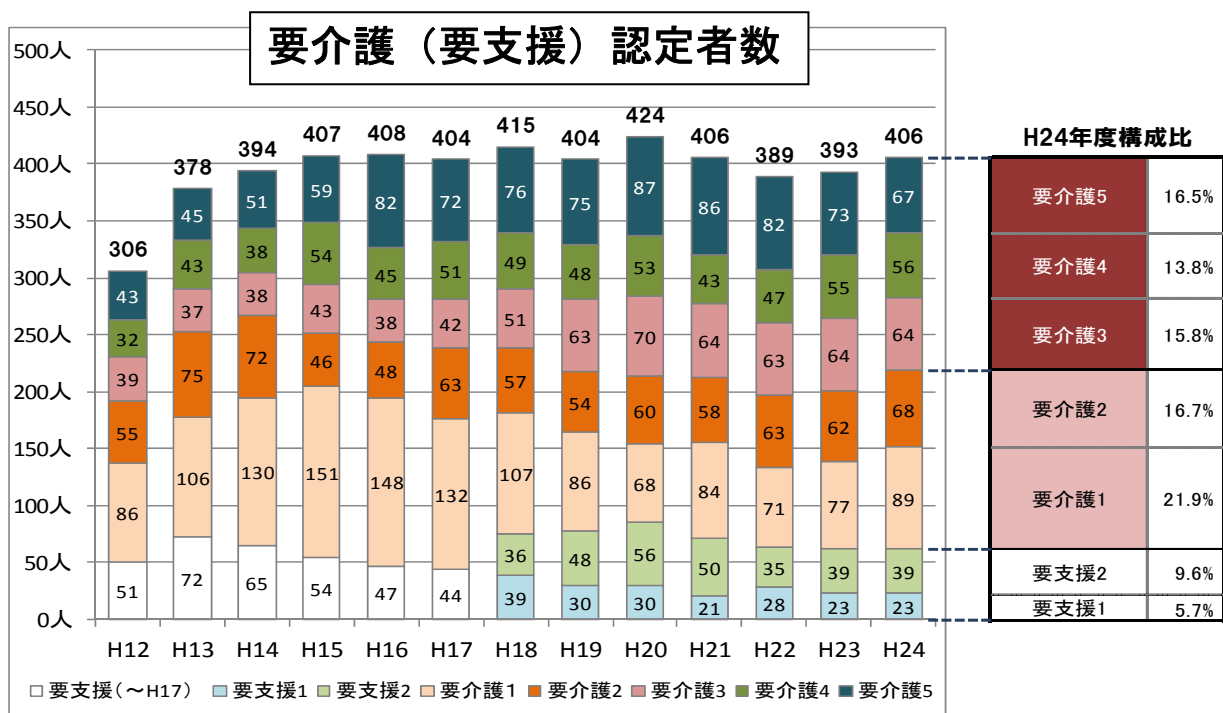
(資料:国勢調査)

2. 高齢者の現況

本町の高齢者の現況として65歳以上の占める高齢化率は、平成17年は21.7%でしたが、平成25年は27.4%と、この9年間に5.7ポイント増加し、高齢化が進んでいる状況にあります。

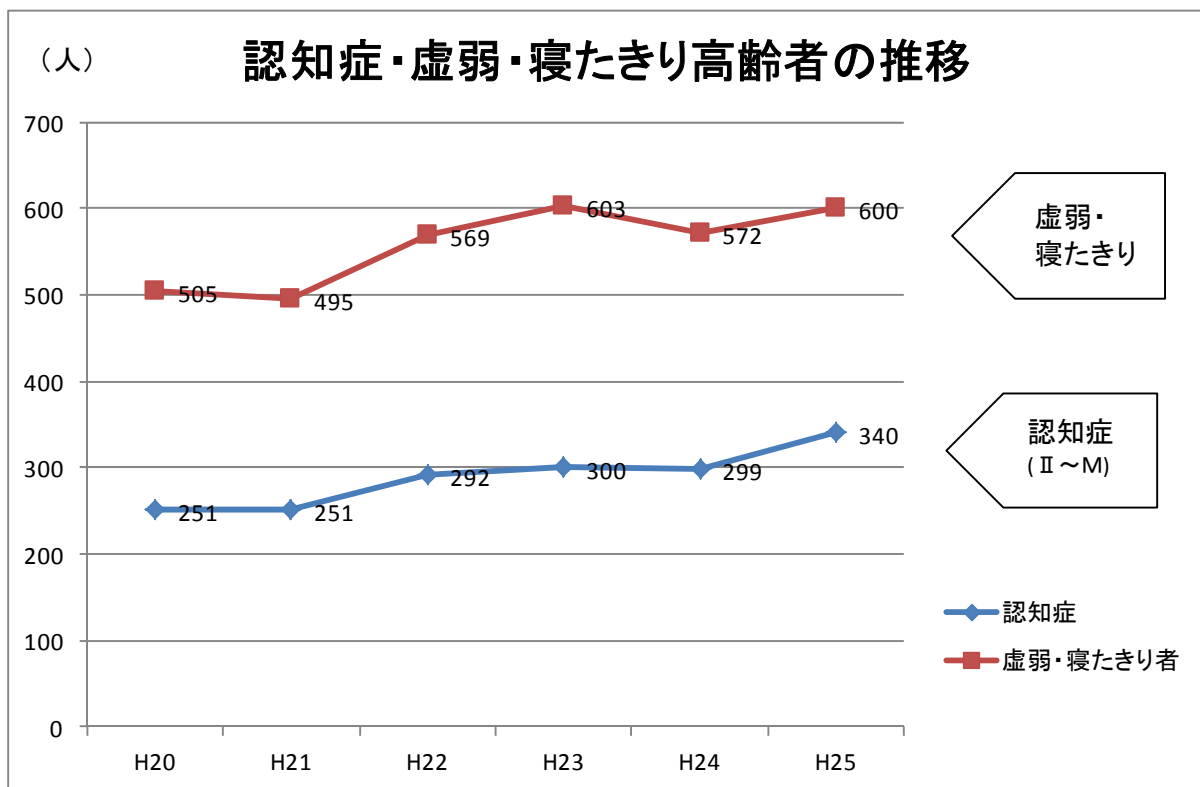


要介護（要支援）認定者数は、平成24年度末で406人となっています。要介護度が軽度（要支援1～要介護2）の認定者数が53.9%、重度（要介護3～5）46.1%となっています。



65歳以上に占める認知症高齢者の状況については、平成20年は高齢者数2,905人中、251人で、認知症率は8.64%でしたが、平成25年では高齢者数3,164人に対し、340人で10.75%とここ5年間で2.11ポイント増加し、高齢化の増加とともに、認知症の高齢者も増加傾向にあることがうかがえます。

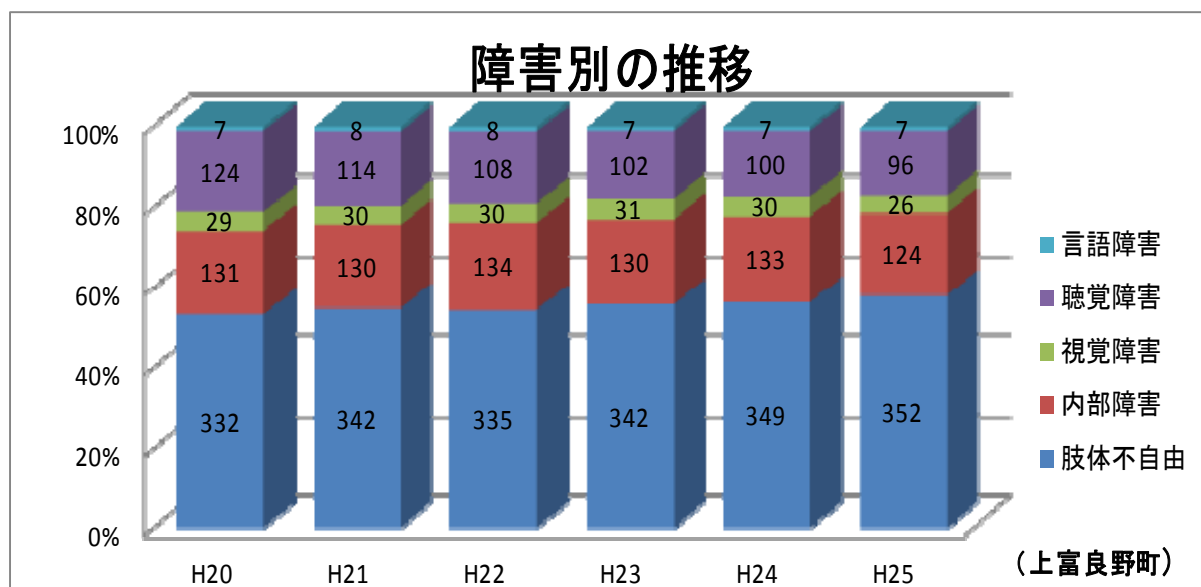
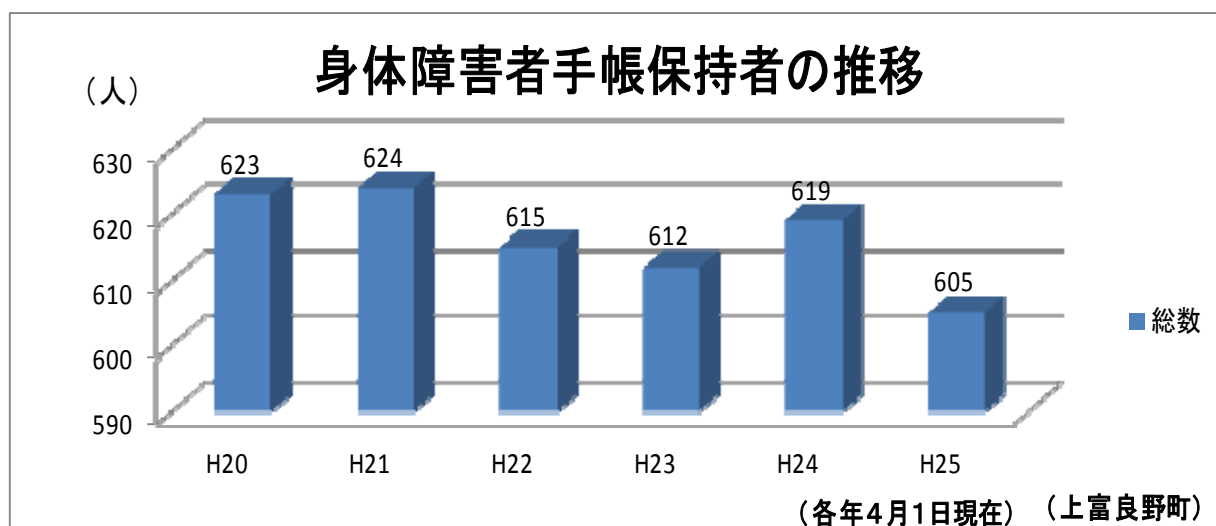
また、同じように虚弱・寝たきり高齢者についても平成20年で505人の虚弱・寝たきり高齢者で、虚弱・寝たきり高齢者率は、17.38%でしたが、平成25年では虚弱・寝たきり高齢者が600人と増加し、虚弱・寝たきり高齢者率は、18.96%と、1.58ポイント増加しています。



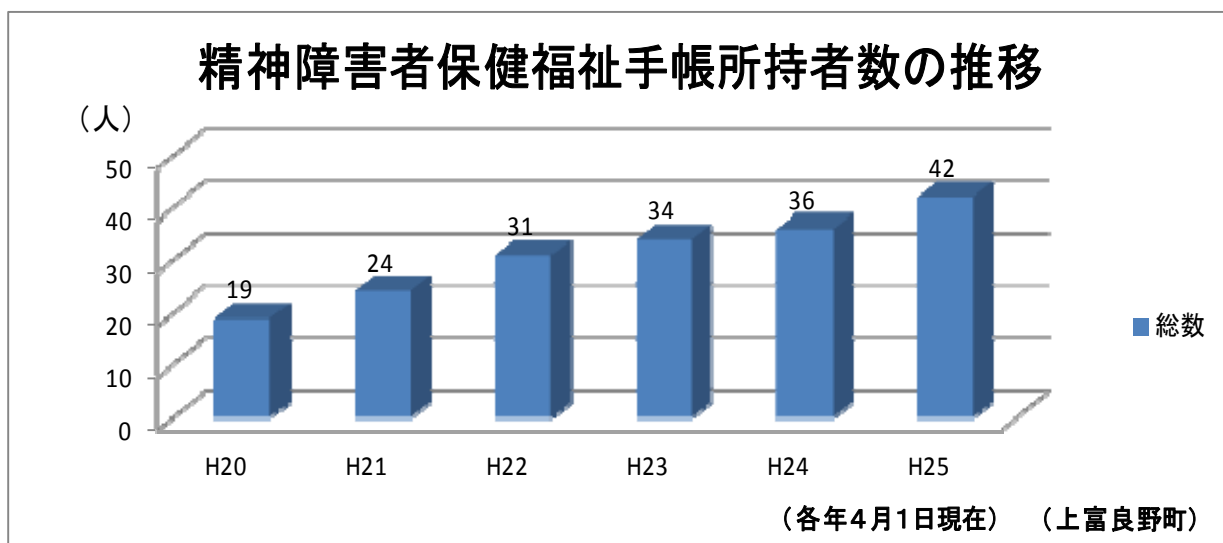
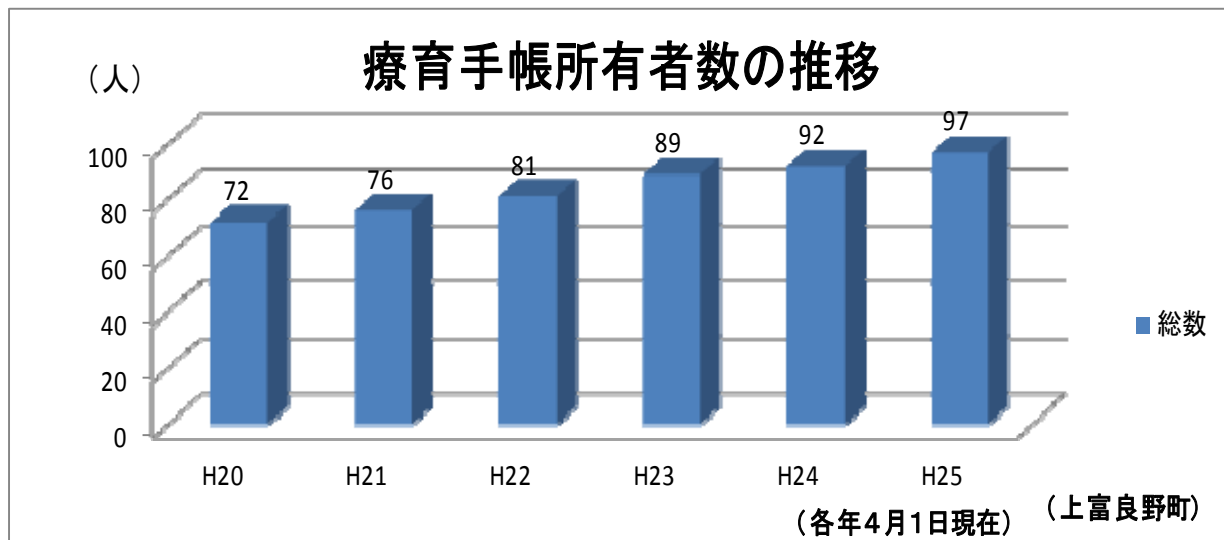
3. 障がい者の現況

障害者手帳の交付数

本町の身体障害者手帳所持者数は、600人を超えるレベルで推移しており、内訳を見ると、肢体不自由者の割合並びに内部障害者（心臓・腎臓・呼吸器等の障害）が高い割合となっています。



療育手帳（知的障害）所持者数並びに、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加する傾向にあります。

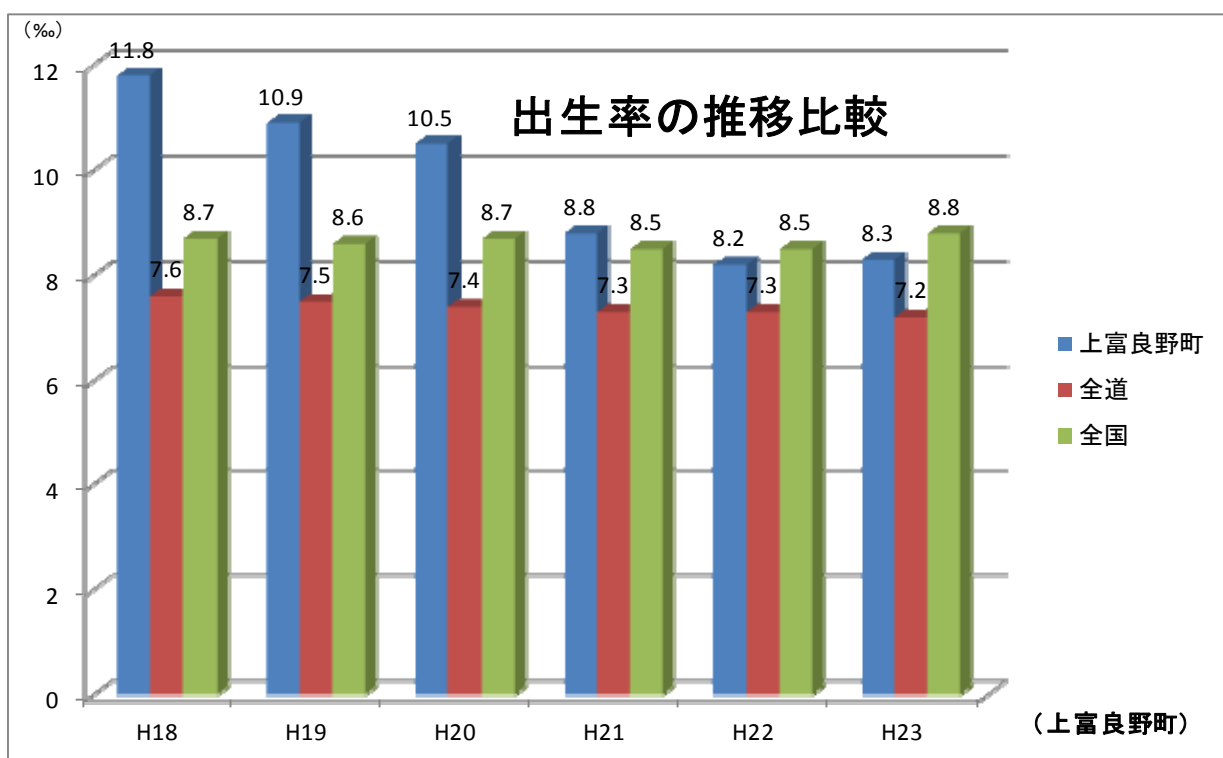
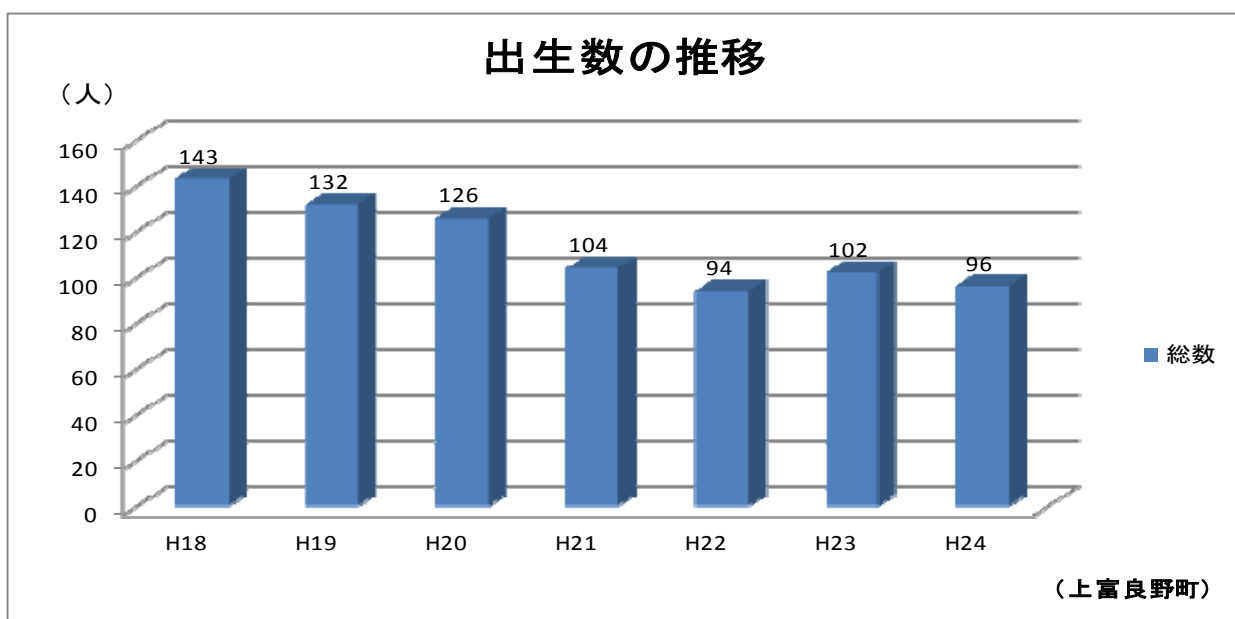


4. 児童の現況

出生数については、ここ数年減少傾向が続いており、平成24年では96人と、100人を下回っています。

出生率の推移比較を見ても、平成18年から全国・全道より高く推移していましたが、平成22年には全国より下回る傾向がみられます。

このことから、今後も年々出生率の低下が予測され、今後少子化対策はますます重要な課題として推進することが急務であります。

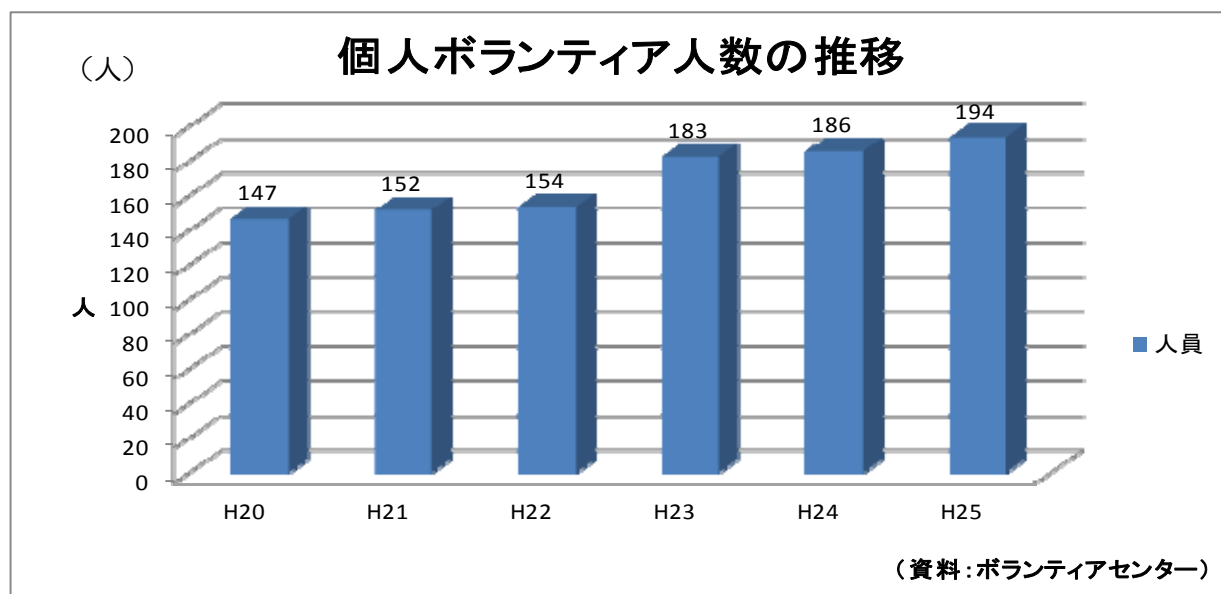
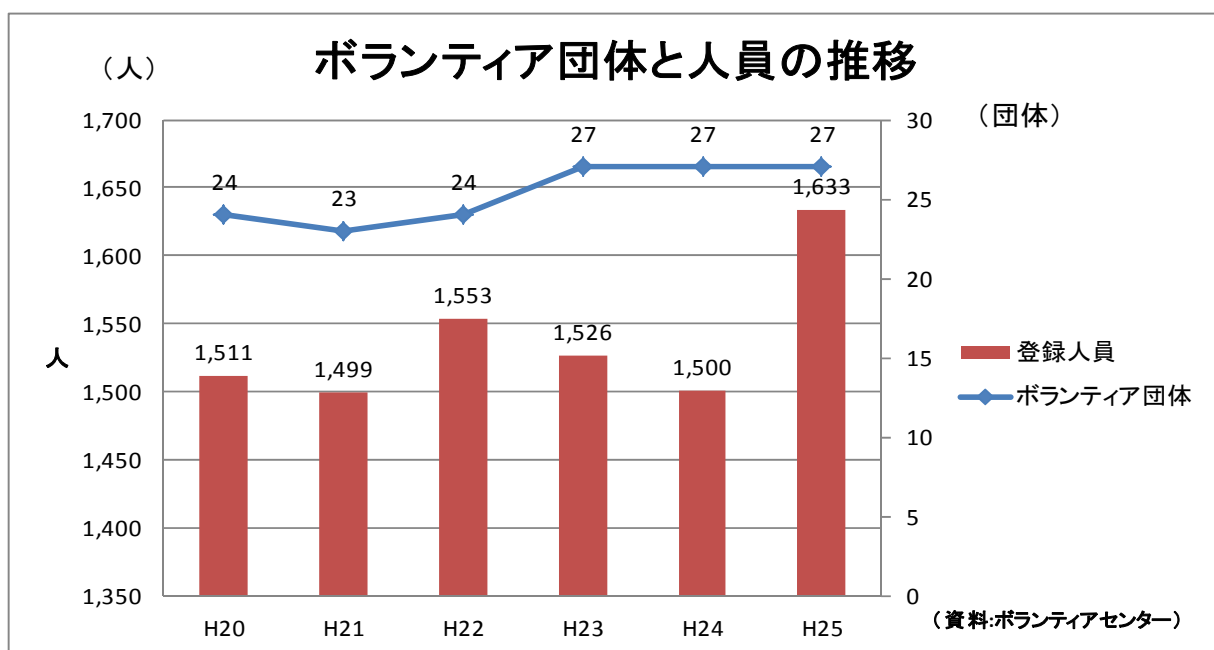


5. ボランティアの登録者数

社会構造の変化により地域社会に対する町民の意識も変わってきています。

ボランティアに対する住民の関心は高まっており、「いつでも、どこでも、だれでも、ボランティア活動に参加できる環境の整備」を目標としています。

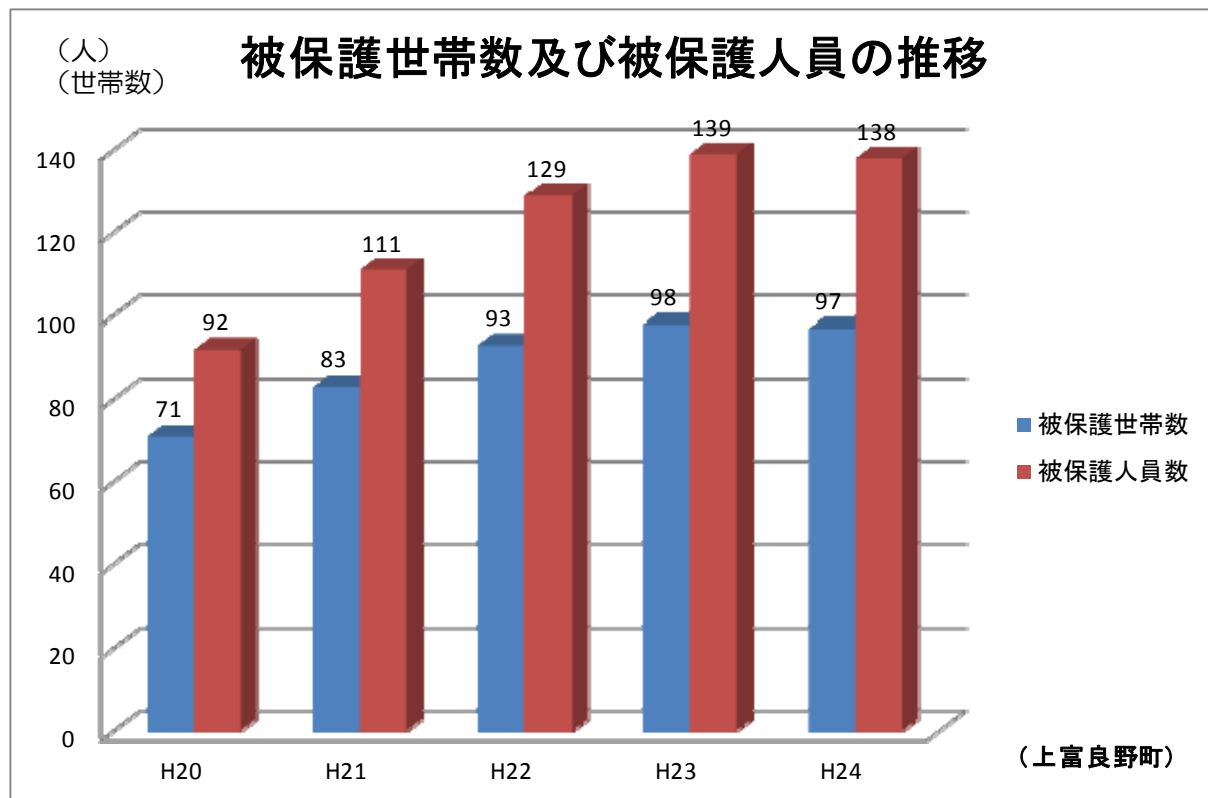
社会福祉協議会に設置している、ボランティアセンターを核として、各種の事業を展開し、町民のボランティアに関する意識を高め、ボランティア活動に参加する意識を高揚させていくことが必要です。



また、町内にはNPO法人が3法人あり、うち1法人は高齢者福祉を主たる活動とし、うち1法人は障害者福祉を主たる活動としています。

6. 生活保護の現況

生活保護の受給者の状況につきましては、被保護世帯数及び被保護人員ともに、緩やかな増加傾向となっています。



第3章 計画の基本理念と基本目標

[基本理念]

支えあい、教えあい、育てあい 町民が安心して暮らせる温もりのあるまち

私たちが目指す地域福祉の将来像は、「支えあい、教えあい、育てあい、町民が安心して暮らせる温もりのあるまち」です。

このことを実現するため、行政、町民、事業者などがそれぞれの特性を理解しながら、それぞれの役割を分担し、地域福祉活動の主体となる「協働」のもとで、町民一人ひとりが個人として尊重され、安心して暮らせる地域福祉社会を目指します。

[基本目標]

基本理念を達成するための考え方を基本目標とします。

そのためには、福祉をより身近なものとして、地域住民同士がつながりを持ち、思いやりを持って共に支えあい、教えあい、育てあいながら安心して生きることのできるまちづくりを目指す、地域が主体となる福祉を推進します。

これまで取り組んできた「町民の主体的な参加」「町民協働」のしくみを生かしながら、個人や家庭による「自助」、近隣や地域による「共助（互助）」、行政による「公助」という役割の連携を通して、あらゆる町民が主体的に関わり作り上げる福祉のまちを目指します。

この計画の基本目標は、次の3項目とします。

- 1 支えあい
みんなで支えあうための福祉ネットワークづくり
- 2 教えあい
安心して暮らせる地域社会づくり
- 3 育てあい
みんなで育てる福祉の環境づくり

1 支えあい

みんなで支えあうための福祉ネットワークづくり

住民の地域福祉に関する活動に向けて、「支えあい」を基本に、次の施策を推進します。

基本目標	基本施策	施策の展開
支えあい みんなで支えあうための福祉ネットワークづくり	住民主体による支えあい活動の推進	・ 地域活動体制の整備 ・ 地域福祉ネットワークの充実 ・ 子育て支援の推進
	ボランティア活動の推進	・ 体制の整備と育成

2 教えあい

安心して暮らせる地域社会づくり

地域における適切な福祉サービスの利用に向けて、「教えあい」を基本に、次の施策を推進します。

基本目標	基本施策	施策の展開
教えあい 安心して暮らせる地域社会づくり	福祉サービスの充実	・ 総合相談体制の充実 ・ 福祉サービスの質の向上 ・ 権利擁護への支援 ・ 成年後見制度への支援
	防災・防犯対策の推進	・ 防災体制の充実 ・ 防犯対策の推進

3 育てあい

みんなで育てる福祉の環境づくり

地域社会を育む事業の健全な発達に向けて、「育てあい」を基本に、次の施策を推進します。

基本目標	基本施策	施策の展開
育てあい みんなで育てる福祉の環境づくり	地域活動参加への環境の整備	・ 生活環境の整備
	福祉活動者の育成	・ 人材の育成と学習機会の充実 ・ 福祉事業の育成
	日常生活の支援	・ 福祉分野における就労支援の促進

第4章 施策の展開について

1. 支えあい

“みんなで支えあうための福祉ネットワークづくり”

[現状]

近年の社会情勢やライフスタイルの変化などから、町民同士の交流が少なくなっています。核家族化の進行とあわせ、お年寄りだけの世帯も急激に増えてきています。

人とのつながりや地域とのつながりの中で、それぞれの場面でお互いの生活を支えあうことのできる仕組みづくりが重要です。

また、情報ネットワークの活用やその活動の範囲を広げる社会基盤の充実を進めるなどさまざまなつながりによって豊かな暮らしを実現するまちづくりが求められます。

今まで以上に在宅福祉を基本とする地域福祉の体制づくりが重要なテーマとなっています。

[課題]

高齢者や障がい者、子育て中の家庭が地域で安心して暮すためには、まず、地域でいつでも相談でき、迅速に対応できる総合的な相談体制が必要です。加えて、広く町民に必要な情報を分かりやすく提供しながら、利用者が安心して、福祉サービスを利用できる仕組みが整っていることが重要です。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域に暮らす人みんなが福祉活動に関心を持ち、支えあいの意識を持つことが大切です。

地域の福祉活動は自治会（町内会）が中心となって展開されていますが、加入世帯の減少、会員や役員の高齢化、役員のなり手がいない、若い人たちの関心が低い、住民のプライバシー問題など、その活動には様々な課題があります。

こうした中、地域住民が、「福祉の担い手」であるという意識をもてるように、思いやりの心を育み、自治会（町内会）活動やボランティア活動などの地域活動が展開され、その活動に多くの人に参加し、支えあうための福祉ネットワークが築かれていることが重要です。

[基本方針]

地域ぐるみで支えあう福祉コミュニティづくりの創造に向けて、総合的な地域福祉の推進体制や地域における福祉ネットワークづくり、身近な福祉体制の充実を図ります。

地域で暮らす人が関心を持てる範囲、参加することのできる範囲でボランティア活動に参加したり、活動を通して生きがいを得るなど、福祉サービスの隙間を埋める身近な住民同士の支えあいの活発化に向けた仕組みづくりを推進します。

施策の展開

住民主体による支えあい活動の推進

(1) 地域活動体制の整備

①自治会(町内会)福祉活動の推進

少子高齢化が進む中、本町においても一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯が年々増えていきます。

また、家族と同居している高齢者についても、家族以外との交流が少ないという実態があり、福祉サービス利用対象者が一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に限られている制度の見直しが求められています。

老年期を迎えると体力や記憶力の低下を招くと共に、行動範囲が狭く、社会との関係が薄れていく傾向があり、閉じこもりにならない工夫が必要となります。

高齢者が高齢者の世話をするという老老介護の状態が多くなっていることや認知症高齢者にどう対応していいのかわからないなど、地域福祉活動の問題点の改善・解決策が求められています。

また、子育てにおいても家族構成の変化や地域のつながりが希薄になってきたことから、育児の悩みなどを気軽に相談できる環境が地域で失われてきています。

これらの対応として、地域で話し合う機会を持って、自治会(町内会)で取り組めるものは自治会(町内会)で取り組み、専門的技術を要するものは事業者や行政に委ねるなどそれぞれの役割を整理して取り組むことが必要です。

住民が自ら組織し参加する自治会(町内会)は、最も身近な地域組織として様々な活動を行っており、こうした活動はこれからも地域福祉を支える基盤となることから自治会(町内会)活動の充実を図るとともに、組織の活性化を推進します。

自治会(町内会)には福祉係を、住民会には福祉推進員を設置し、福祉ニーズ等の把握をするとともに、福祉課題の解決に向けた福祉懇談会の開催を推進します。

少子高齢化が進行する中、担い手不足はさらに深刻化すると思われませんが、地域の中で一部の人だけが役割を担うのではなく、子どもから大人まで、地域住民みんなが地域福祉を進めていくことが大切です。

○施策項目 住民主体による支えあい活動の推進							
(1) 地域活動体制の整備							
① 自治会（町内会）福祉活動の推進							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
ふれあいサロン事業に対する助成	直営	社協	○	○	○	○	○
ふれあいサロン事業のサポーター養成	連携事業	社協・自治会	○	○	○	○	○
ふれあい昼食会の開催	連携事業	社協・関係団体	○	○	○	○	○
いきいきサロン事業の推進	連携事業	社協・関係団体	○	○	○	○	○
福祉推進員等自治会（町内会）役員の研修の充実	連携事業	行政・社協・自治会	○	○	○	○	○
高齢者が暮らす身近な地域での高齢者を支える活動を進めるための人材育成	連携事業	行政・社協・自治会・関係機関	○	○	○	○	○
認知症に関する学習活動の展開	連携事業	行政・社協・自治会・関係機関	○	○	○	○	○
福祉懇談会の開催への取組み	連携事業	社協・自治会・関係機関	○	○	○	○	○

(2) 地域福祉ネットワークの充実

①小地域ネットワーク事業の推進

少子高齢化や核家族化といった家庭（世帯）構成の変化などから、ご近所との関わりが薄れつつあると言われる中、生活上の困りごとが潜在化、複雑化し公的制度だけでは対応できない状況にあります。

このような中、地域コミュニティを再生し、住民が協力して行う支え合いの福祉活動が今求められています。

「お互いを支えあう地域福祉活動の協議」ができる体制づくりを住民とともに進めていく必要があります。

地域福祉活動の活性化を進めるためには、地域住民の連携が不可欠です。

小地域ネットワーク事業の推進については、自治会（町内会）などの住民同士の連携が最も重要になります。

地域住民、関係機関・団体と協働しながら、地域ニーズの発見や課題解決に向けた安全で安心な地域の仕組みづくりを広め、「地域の福祉力」を高めていくことを目指します。

②情報の共有化

各種団体の個々の活動を支援するだけでなく、地域の課題などの情報を共有し、より効果的に地域福祉を推進することができるよう、福祉施設や医療施設等も含めた福祉ネットワークづくりを進めます。

○施策項目 住民主体による支えあい活動の推進							
(2) 地域福祉ネットワークの充実							
① 小地域福祉ネットワークの推進							
② 情報の共有化							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
小地域ネットワークづくり促進・支援 ① 身近な小地域における福祉活動の充実 ② 地域課題・生活課題への取り組み推進 ③ ②に対応するネットワークづくり	連携事業	社協・自治会		○	○	○	○
小地域ネットワーク代表者会議の開催	連携事業	行政・社協・自治会		○	○	○	○
徘徊高齢者等検索ネットワークの推進	連携事業	行政	○	○	○	○	○
福祉推進員会議の開催 ①福祉マップ（仮称）の調査、研究	連携事業	社協・関係団体		○	○	○	○

(3) 子育て支援の推進

①地域における子育て支援

地域においては、子どもたちの見守りや育児サークルなど自主的な活動が行われており、また、子供会や少年団活動などの支援と合わせて、子育て支援センター、発達支援センター等の関係機関と連携を図りながら子育てを支える仕組みづくりを推進します。

ファミリー・サポート・センター事業については、NPO法人「こどもサポートふらの」と委託契約を結び、事業の実施を推進しています。

○施策項目 住民主体による支えあい活動の推進							
(3) 子育て支援の推進							
① 地域における子育て支援							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
地域で子育てを支援する仕組みづくり推進	連携事業	関係機関・団体	○	○	○	○	○
育児サークルの育成支援	連携事業	関係機関・団体	○	○	○	○	○
育児相談の充実	連携事業	関係機関・団体	○	○	○	○	○
子育てボランティアの育成・推進	連携事業	社協・自治会	○	○	○	○	○

ボランティア活動の推進

(1) 体制の整備と育成

① ボランティアによる福祉活動の推進

・ ボランティアセンターの機能・体制強化

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている福祉関係のボランティアは、ここ数年増加傾向を示し、団体ボランティアと個人ボランティアを合わせると、現在、1,827人が登録しています。

それぞれの分野で自主的な福祉活動を展開し、地域や福祉施設での多様なニーズに 대응していますが、今後、更にボランティア活動への参加を促進するための啓発や、ボランティア養成講座の充実、ボランティア活動の活性化を図るためにボランティアセンターの充実に向けた支援を行います。

・ ボランティアの養成・人材登録の推進

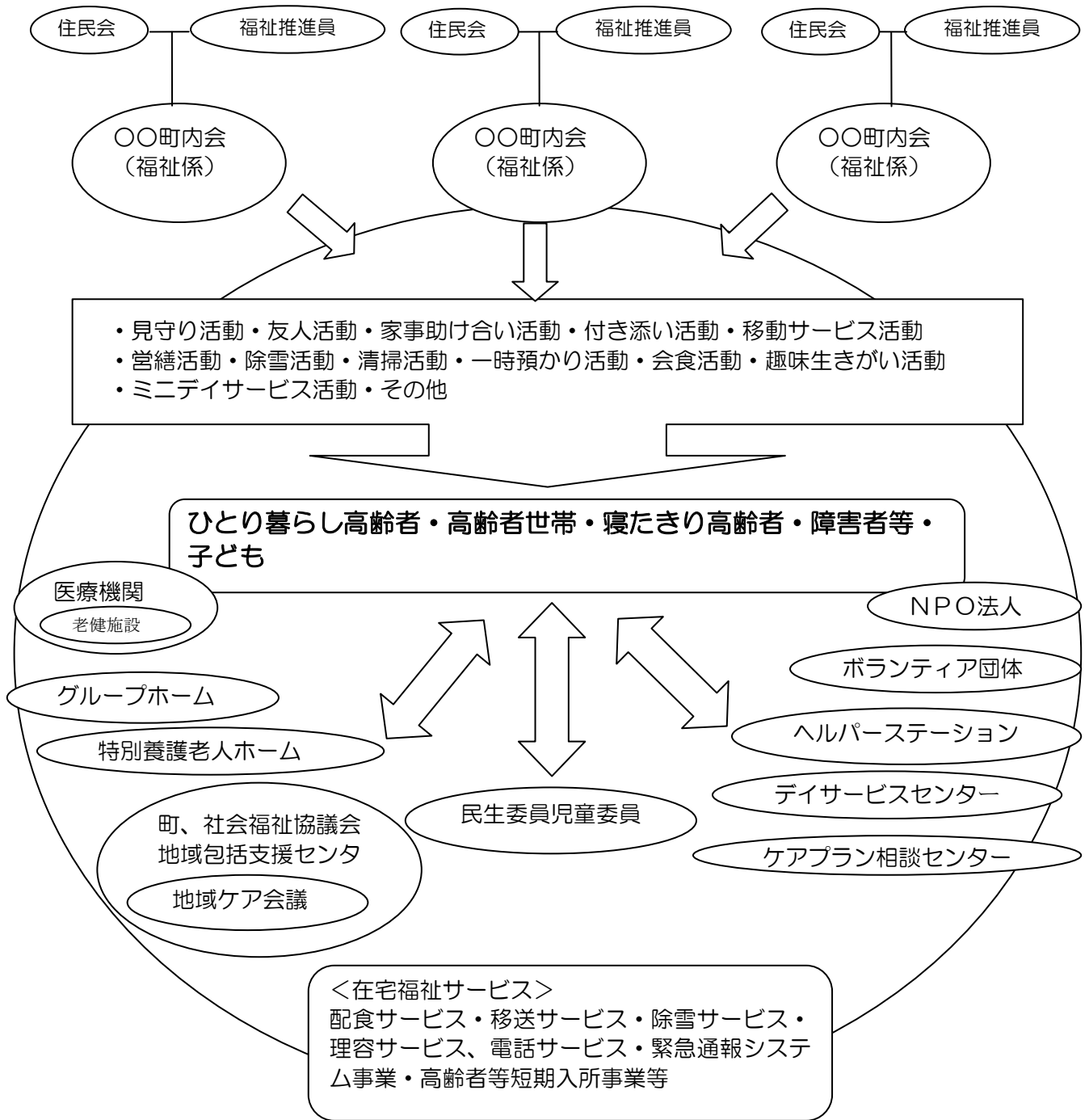
ボランティア活動について、多くの人は関心が高く、自分も何らかのボランティアがしたいという気持ちはあるものの、実際に始めようとするきっかけがつかめず踏み出せない状況があると思われます。ボランティアについての周知活動や、わかりやすい情報提供、講座の開催などのきっかけづくりと参加しやすい仕組みが必要となっています。

また、住民ニーズとボランティアマンパワーの需要と供給のコーディネートが必要とされています。

町民のボランティア活動に対する意識を啓発し、誰もがボランティアについて学び、活動に参加できるよう養成講座やリーダーの育成に努め、ボランティアセンターへの人材登録の推進を図ります。

○施策項目 ボランティア活動の推進							
(1) 体制の整備と育成							
① ボランティアによる福祉活動の推進							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
ボランティアセンターの機能強化 ① 多様なニーズへの対応強化 ② 各種ボランティア保険の加入促進	連携事業	行政・社協・自治会 ・関係団体	○	○	○	○	○
ボランティアセンターの体制強化 ① ボランティアコーディネーターの資質の向上 ② 新たなボランティアの育成	社協直営	社協	○	○	○	○	○
ボランティア(個人・団体)の活動支援 ① ボランティアの活動助成 ② ボランティア連絡協議会の開催 ③ ボランティア各種懇談会の開催	連携事業	社協・自治会 ・関係団体	○	○	○	○	○
有償ボランティアの推進	連携事業	行政・社協・自治会 ・関係団体	○	○	○	○	○
NPO 法人との連携強化 ① 情報交換・活動支援	連携事業	行政・社協・自治会 ・関係団体	○	○	○	○	○
地域通貨(エコマネー)の調査・研究	連携事業	行政・社協・自治会 ・関係団体	○	○	○	○	○

上富良野町における小地域ネットワーク活動の推進イメージ



「小地域ネットワーク事業」とは・・・
 この事業は、自治会（町内会）などの組織を基盤とし、住民が参加し、高齢者など何らかの支援を必要とする方々の生活の見守りや身近な生活課題を、近隣同士の「助け合い」精神をもって連携し、速やかに改善・解決する方法を編み出す組織づくりを支援する事業です。

2. 教えあい

“安心して暮らせる地域社会づくり”

[現状]

高齢者や障がい者、何らかの問題を抱えて暮らしている人など、様々な町民が生活しています。しかし、町民誰もが「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という思いは、共通しています。

近年、高齢化の進行は、ますます進み、福祉サービスの充実や福祉サービス利用への支援、防災・防犯対策の推進などを求める声が、極めて高くなっています。

特に本町では、大正 15 年に十勝岳の噴火による泥流災害が発生しており、災害時の支援体制の重要性が町民の方々に深く認識されています。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、これまでに経験したことのない大災害となり、改めて地域での住民同士による助け合いの精神の重要性を、再認識することとなったと思います。

大規模災害に限らず、平時からの防犯や防災体制の構築、また、大規模災害などの緊急時の際の支援体制の構築に取り組んでいます。

[課題]

高齢者や障がい者等が安心して、自立した生活を営むことができる地域づくりを進めるため、総合的な相談・支援体制、在宅福祉サービス、防災・防犯体制の充実などを図ることにより、健やかに暮らせる町づくりが求められています。

災害が発生した際、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者、乳幼児などの子どもがいる世帯への迅速な対応が重要となり、身近な地域での救助活動などができるよう、自主的な防災体制の整備が求められています。

[基本方針]

高齢者や障がい者が一人ででも安心して自立した生活を営むことができるよう、福祉に携わる多様な団体や人材の確保と活用を図りながら、在宅福祉サービスをはじめ、相談機会や生活上の安全対策など、生活支援体制を充実します。

今後も、地域の多様な保健福祉ニーズに対応していくため、各福祉サービス内容の充実を図るとともに、必要とするサービスの利用へとつなげられるよう保健・医療・福祉関係機関の連携体制を図ります。

また、災害時要援護者避難支援個別計画の登録を進め、緊急時に対応する事業の周知と使用促進を進めます。各住民会を単位として組織する自主防災組織の体制の強化に努めます。

施策の展開

福祉サービスの充実

(1) 総合相談体制の充実

①地域の相談員の充実

民生委員児童委員は、民生委員法の改正により「地域福祉の推進役」と位置づけられ、最も身近な相談者として住民の立場に立ち、地域において相談や支援などの福祉活動を行っています。

民生委員児童委員は、地域の住民が気軽に相談ができるように心がけることが求められていることから、研修等による相談などの対応を学び、福祉活動の向上を図ります。

また、障がい者の相談員として、知的障がい者、身体障がい者に対して、それぞれに1名ずつ専門の相談員がおり、地域での活躍が期待されます。

民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターなどの専門機能との連携を図り推進します。

②地域の相談体制の充実

住民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切な対応をとるためには、専門的な相談支援のほかに、地域の中で気軽に相談できる体制を確保することが必要です。

現在の相談窓口は、保健福祉課、地域包括支援センター、地域生活支援センター(富良野市)、子どもセンター(子育て支援センター、発達支援センター)、社協、医療機関、教育機関等の機関、地域においては民生委員児童委員、福祉推進員、福祉係、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等がその役割を担っており、必要に応じて連携を図りながら活動、支援を行っています。

また、障害者自立支援法が平成25年4月1日に障害者総合支援法に改正されましたが、今後、ますます多種多様な相談が多くなるものと予想されます。それらの相談に適切に対応するため、平成25年2月に相談支援センターを開設しました。

今後も、これらの関係機関や各相談員と連携すると共に、専門的情報を収集し、関係職員の研修によりその資質の向上を図り、相談体制の周知及び一元的な調整機能を備えた相談支援体制の推進を図ります。

○施策項目 福祉サービスの充実							
(1) 総合相談体制の充実							
① 地域の相談員の充実							
② 地域の相談体制の充実							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
地域の総合相談体制の充実	連携事業	行政・社協・ 関係団体	○	○	○	○	○
心配ごと相談の運営	社協直営	関係団体	○	○	○	○	○

(2) 福祉サービスの質の向上

①在宅福祉等の充実

住み慣れた地域で、誰もが安心して生活を継続することができるよう、保健・医療・福祉などの関係機関の多職種の連携により、町民一人ひとりのライフステージに応じた総合的なサービス提供が行えることが大切です。

利用者に合った福祉サービスを自ら選択し利用するためには、福祉事業者のサービス内容などの情報が、利用者に適切に提供されなければなりません。

また、地域で自立して生きるためには、福祉サービスにとどまらず保健や医療のサービスを含めた分かりやすい情報がいつでも、どこでも入手でき、活用できることが必要です。

常にサービスを利用される側の立場になり、良質なサービスを提供できるよう、在宅福祉をはじめとする各種福祉サービスの向上に向けて積極的な取り組みを進めます。

②福祉サービス情報の提供

利用者が必要とするサービスを容易に選択できるよう広報誌への掲載啓発、ホームページの活用、ガイドブックの作成など様々な手法により情報の提供に努めます。

利用者が様々な状況に応じた適切な福祉サービスを選択するには、福祉事業者のサービスの質の向上や経営の透明性が求められます。

そのために福祉事業者が積極的に事業内容などの情報公開を行うよう働きかけます。

○施策項目 福祉サービスの充実 (2) 福祉サービスの質の向上 ① 在宅福祉等の充実 ② 福祉サービス情報の提供							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
専門機関、福祉サービス事業者の連携	連携事業	行政・社協・関係機関	○	○	○	○	○
福祉専門職の資質の向上	連携事業	社協・関係機関	○	○	○	○	○
施設サービスの充実 ① 経営改善委員会(仮称)の検討 ② 介護・保健施設等の整備検討 ③ 老人介護福祉施設の増床の検討 ④ 障害者施設の誘致の研究	連携事業	行政・社協・関係機関	○	○	○	○	○
訪問介護事業の実施 ① 訪問介護員の資質の向上 ② 訪問各種業務マニュアルの作成	連携事業	関係機関・事業者	○	○	○	○	○
居宅介護支援事業の実施 ① 居宅介護支援専門員の資質の向上 ② 居宅各種業務マニュアルの作成	連携事業	関係機関・事業者	○	○	○	○	○
移送サービス事業の実施	社協		○	○	○	○	○
配食サービス事業の実施	社協		○	○	○	○	○
理容サービス事業の実施	社協		○	○	○	○	○
電話サービス事業の実施と訪問型の安否確認事業の検討	社協		○	○	○	○	○
生活支援サービス事業の調査・研究	社協	関係機関	○	○	○	○	○
介護サービス評価の実施 ① 既存のサービス利用者に対する顧客満足度調査の実施	連携事業	行政・関係機関・事業者	○	○	○	○	○
制度にとらわれない柔軟なサービス作りの検討	連携事業	行政・社協・関係機関	○	○	○	○	○
夜間対応型訪問介護事業の調査・研究の実施	連携事業	社協・関係団体		○	○	○	○
生活福祉資金等貸付事業による自立支援	社協(道)	関係団体	○	○	○	○	○
情報提供の体制の整備 ① 町広報誌による福祉サービス等の情報提供 ② 福祉サービスパンフレットの作成 ③ 福祉推進員・連合住民会・民生児童委員会議等における福祉サービス情報の提供	連携事業	行政・社協・関係機関	○	○	○	○	○
社協だよりによる福祉サービス等の情報提供	社協	関係団体	○	○	○	○	○

(3) 権利擁護への支援

① 日常生活自立支援事業の周知及び利用促進

加齢による判断力の衰えや精神的な障がいのため判断力が不自由な人たちにとっては、自分自身で適切なサービスを選択することが困難な場合やその利用の手続きが分からないことにより、サービスを受けられないなどの問題が生ずる場合があります。

このような場合の問題を解消し、福祉サービス等の情報提供、日常の金銭管理など適切な支援やサービスが利用できる制度として「日常生活自立支援事業」があります。

これまで、実施主体は北海道社会福祉協議会でしたが、平成26年度中に町の社会福祉協議会が実施主体となり、その仕組みの周知や利用の促進を図ります。

○施策項目 福祉サービスの充実							
(3) 権利擁護への支援							
① 日常生活自立支援事業の周知及び利用促進							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
権利擁護の相談支援	連携事業	行政・社協・関係団体	○	○	○	○	○
日常生活支援事業の推進	社協(道)	社協・関係団体	○	○	○	○	○
日常生活支援事業の普及啓発と生活支援員の資質の向上	社協(道)	社協・関係団体	○	○	○	○	○

(4) 成年後見制度への支援

① 成年後見制度の周知・普及

判断能力に不安のある人に後見人を選任して、その人が行う法律行為(財産管理、契約行為等)の安全を確保し、悪質商法などの被害に遭うことのないように保護する制度として「成年後見制度」があります。

こうしたことから、「成年後見制度」についても周知・普及に努めます。

○施策項目 福祉サービスの充実							
(4) 成年後見制度への支援							
① 成年後見制度の周知・普及							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
成年後見制度の支援体制の検討	連携事業	行政・社協・関係団体	○	○	○	○	○
① 地域包括支援センターによる成年後見制度の周知							
法人後見等の検討	連携事業	行政・社協・関係団体		○	○	○	○
① 法人後見人の導入を含めた「成年後見支援センター(仮称)」の設置に関する調査・研究の実施							

防災・防犯対策の推進

(1) 防災体制の充実

① 災害時における要援護者の支援方策

基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担）

本町では、大正15年5月24日に十勝岳が大噴火を起こし、泥流により甚大な災害が発生していることから、噴火災害はもちろん、地震や豪雨災害等を含め、防災の町として「上富良野町地域防災計画」に基づき、災害時に要援護者が円滑かつ迅速に避難することができるよう支援体制を整えておくことが重要です。

本町の25すべての住民会において、自主防災組織が組織されていますが、各地域において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要があります。平成23年11月に「災害時要援護者支援制度実施要綱」を定め、住民会に対し情報提供を行っています。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護者マップ（平常時は、福祉マップとの一体化等を検討）を作成するなど、日頃から障がい者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障がい者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施することが必要です。

また、災害時には、安否確認や避難誘導などに人手を多く要します。

社協内にあるボランティアセンターと連携を図り、災害ボランティアの受入れや支援のあり方の検討を進めます。

○施策項目 防災・防犯対策の推進							
(1) 防災体制の充実							
① 災害時における要援護者の支援方策							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
情報共有化のガイドラインづくり	連携事業	行政・社協・ 自主防災組織・ 関係団体等	○	○	○	○	○
災害対応体制の整備 ① 避難支援プランの作成 ② 災害図上訓練などの手法を用いた研修活動の推進 ③ 災害ボランティアセンターの設置体制の検討	連携事業	行政・社協・ 自主防災組織・ 関係団体等	○	○	○	○	○
災害時要援護者安否確認・避難支援事業(仮称)の実施	連携事業	行政・社協・ 自主防災組織・ 関係団体等	○	○	○	○	○
要援護者マップ作成への取組み (福祉マップの連携検討)	連携事業	行政・社協・ 自主防災組織・ 関係団体等	○	○	○	○	○

(2) 防犯対策の推進

①悪質商法等への対応

警察をはじめ、生活安全推進協議会等と連携を図り、地域全体で防犯意識を高めていくことが重要です。

特に高齢者等を狙った悪質商法や振り込め詐欺などが増加していることから、消費者協会や消費生活センターと連携しながら未然防止に向けて民生児童委員、福祉推進員・福祉係などによる啓発に努めるとともに、地域における見守り声かけ活動などを通して防犯対策の推進を図ります。

○施策項目 防災・防犯対策の推進							
(2) 防犯対策の推進							
① 悪質商法等への対応							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
小地域での防犯パトロールの実践活動を推奨	連携事業	行政・社協・自治会	○	○	○	○	○

3. 育てあい

“みんなで育てる福祉の環境づくり”

[現状]

健康づくりや障がいのある方の理解を深めるために、毎年、9月に“ふれあい広場”を開催しています。

ラベンダーハイツなどで行われている福祉現場での体験学習など福祉に対する意識の高揚を図る機会を提供しています。

また、いしずえ大学の学習や出前講座などを通して地域福祉の普及に努めています。

[課題]

高齢者や障がい者が、元気に楽しみながらいきいきと暮らすためには、学習や交流など“生きがい”を持てるような機会の提供が必要となります。

高齢者が、いつまでも社会とかかわりながら暮らせる生涯現役社会づくりに向け、高齢者を社会活動の主体として捉え、地域活動や就労機会の拡充支援など、社会参加の機会を充実させていかなければなりません。

「障がいはその人の個性」であるとの認識を広めながら、積極的に社会に参加して、自己の実現を果たすため、スポーツ・レクリエーション・文化など、さまざまな社会活動への参加支援や就労支援を進めていかなければなりません。

[基本方針]

高齢者や障がい者が元気に楽しみながらいきいきと暮らせるよう、学習や交流など生きがいを持てるような機会の提供を図ります。

高齢者が、いつまでも社会とかかわりながら暮らせる生涯現役社会づくりに向け、高齢者を「支えられる対象」というのではなく、社会活動の主体として捉え、地域活動や就労機会の拡充支援など、社会参加の機会を充実します。

「障がいはその人の個性」であるとの認識を広めながら、障がいのある人が持てる能力を発揮し、積極的に社会に参加して、自己の実現を果たすため、スポーツ・レクリエーション・文化など、さまざまな社会活動への参加支援や就労支援を進めます。

施策の展開

地域活動参加への環境の整備

(1) 生活環境の整備

①福祉に優しいまちづくりの推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての町民が建築物を安心して利用することができるよう、北海道福祉のまちづくり条例、交通バリアフリー法、ハートビル法など福祉のまちづくりに関係するものについては、庁内体制の連携を図り推進します。

②除雪対策等の環境整備

降雪期、住宅の周辺はもちろんのこと、公道にいたる除雪は大変です。

高齢者や障がい者など自力で除雪することが困難な世帯に対して、生活の維持及び急病等救急時の通路を確保するため、除雪体制を構築します。

また、関係機関と調整を図りながら、高齢者や障がい者など除雪が困難な世帯に対して、ボランティアによる屋根の雪下ろしを関係機関と調整しながら支援します。

今後は、ボランティアを活用した福祉除雪(仮称)についてもきめ細かな対応を行い、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

○施策項目 地域活動参加への環境の整備							
(1) 生活環境の整備							
① 福祉にやさしいまちづくりの推進							
② 除雪対策等の環境整備							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
高齢者・障がい者に優しい公共施設や公営住宅等のあり方の調査・研究	連携事業	行政・社協・関係機関	○	○	○	○	○
在宅除雪サービスの実施	社協受託	関係団体	○	○	○	○	○
ボランティアによる屋根の雪下ろしサービスの実施	社協	関係団体	○	○	○	○	○
福祉除雪(仮称)の調査・研究	連携事業	行政・社協・関係団体	○	○	○	○	○

福祉活動者の育成

(1) 人材の育成と学習機会の充実

①交流・学習機会の充実

・生涯学習の推進

福祉講座、研修の推進

地域住民の福祉への理解を深めるとともに、地域福祉活動やボランティア意識を育むために、社協などが実施する福祉の心を育てる啓発活動や研修の充実を図ります。

いしずえ大学の学習、出前講座などを通して地域福祉についての理解を深めます。

・福祉体験、福祉学習の推進

毎年9月に開催しています“ふれあい広場”では、障がいのある状態を擬似体験します。

中学生によるラベンダーハイツなど福祉現場での介護体験や施設職員の生の声を聞く機会を提供します。

また、近年、国道沿いの清掃などボランティア活動を行う個人や団体も地域社会に貢献しています。

福祉に対する意識をさらに醸成するために、こうした介護体験や団体などにおける福祉の学習を推進します。

②福祉教育の推進

・青少年の福祉活動の推進

青少年が、将来、地域の福祉活動へ積極的に参加するようにするためには、学校におけるボランティア体験や施設訪問などの体験学習により、福祉への意識を高めることが期待されています。

学校と連携し積極的に福祉教育の授業に協力します。

③福祉を担う人材の発掘、育成

・福祉のまちづくりを担う人材の育成

地域福祉の担い手は、地域住民です。

地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘し、育成し、地域で支えあう活動に結びつけていくことが重要です。

ボランティア活動、地域活動などを通して人材の発掘、育成に努めます。

④福祉意識の醸成

地域福祉を推進するための福祉教育・福祉意識の醸成という視点に立ち、福祉コミュニティの基盤となる地域の福祉力を高めるため、あらゆる世代に必要な学びの場の提供・支援と人材の育成を図ります。

○施策項目 福祉活動者の育成							
(1) 人材の育成と学習機会の充実							
① 交流・学習機会の充実							
② 福祉教育の推進							
③ 福祉を担う人材の発掘・育成							
④ 福祉意識の醸成							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
福祉教育協力校指定事業の推進	連携事業	社協・関係機関		○	○	○	○
体験学習・研修の支援 ① 学校における福祉体験学習への支援 ② ボランティア愛ランド研修派遣事業	連携事業	行政・社協・関係機関	○	○	○	○	○
地域における福祉意識の向上 ① 福祉推進員会議の開催 ② 小地域で活動または活動を希望している住民を対象とした育成及び情報提供 ③ ノーマライゼーション理念の普及・啓発事業 ④ 地域での学習・研修の支援	連携事業	社協・自治会・関係機関	○	○	○	○	○

(2) 福祉事業の育成

①民間事業者の参入促進

- ・福祉施策の情報の提供

介護保険制度の導入、障害者総合支援法の施行、規制緩和などにより民間企業の福祉事業への参入が進み、福祉ビジネスが急速に発展しています。

福祉サービスの利用者の増加により福祉事業への事業者の参入が求められています。

人材育成や施設の確保、競争によるサービスの改善・向上など、大きな役割が期待されますので、民間事業者、NPO法人など福祉事業者の参入促進に向けて、行政施策や地域ニーズなど情報の提供に努めます。

②福祉事業者の育成

多様化する施設ニーズに対して行政や事業者だけでなく、NPO法人などが主体的に参加できる環境が整備されていることが必要です。

事業者の参入を容易にするための情報提供を行い、幅広い事業者の参画を推進します。

③福祉分野の領域の見直し

- ・行政と民間の役割分担の見直し

利用者の増加や福祉ニーズの多様化に対応した、福祉サービスの提供が求められています。

既存の枠組みにとらわれず、より効率的・効果的なサービスの提供を目指して、行政が行っている福祉事業についてそれぞれの役割の検討を行い、必要に応じて見直しを進めます。

④民間活力の導入

福祉分野においては、既に各種の福祉施策事業、福祉サービスを民間に委託して事業を展開しているものもあります。

今後も、民間で可能な事業、福祉サービスは委託を図り、サービスの量的な確保と質の改善に努めます。

○施策項目 福祉活動者の育成								
(2) 福祉事業の育成								
① 民間事業者の参入促進								
② 福祉事業者の育成								
③ 福祉分野の領域の見直し								
④ 福祉サービスの民間委託								
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画					
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30	
福祉施策の情報の提供	連携事業	行政・社協・関係機関・民間事業者	○	○	○	○	○	
事業者の参画促進	連携事業	行政・社協・関係機関・民間事業者	○	○	○	○	○	
行政と民間の役割分担の見直し	連携事業	行政・社協・関係機関・民間事業者	○	○	○	○	○	
民間活力によるサービスの確保と質の改善	連携事業	行政・社協・関係機関・民間事業者	○	○	○	○	○	

日常生活の支援

(1) 福祉分野における就労支援の促進

①福祉事業者の参入促進

関係機関と連携しながら、地域のニーズに伴う施設の確保に向けて、事業の参入を容易にする情報提供に努め、民間事業者やNPO法人など福祉事業者の参入促進を図り、雇用の促進に努めてまいります。

○施策項目 日常生活の支援							
(1) 福祉分野における就労支援の促進							
①福祉事業者の参入促進							
実践事業の内容	実施区分		年度別事業計画				
	事業区分	実施機関	26	27	28	29	30
福祉事業者の参入促進による雇用のあり方の研究・拡充	連携事業	行政・社協・関係機関・民間事業者	○	○	○	○	○

第5章 計画推進にあたって

1 町民・関係団体・行政の協働による計画推進

「第5次上富良野町総合計画」では「四季彩のまち かみふらの 風土に映える暮らしのデザイン」をまちづくりの将来像と定め、今後のまちづくりに際しては、町民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協力し支え合うこと（協働）を前提とすることを定めています。

本計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、今後、記載されている内容を具体的に進めるにあたっては、町民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア等の福祉活動団体、自治会（町内会）、婦人会、老人クラブ等の地域組織、福祉サービス事業者等と協働して、地域に根ざした取り組みを進めていきます。

また、本計画を、より地域に根ざしたかたちで具体的に推進するために、地域福祉の担い手となる人材の発掘や育成に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

社会福祉法において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、民間福祉団体として主体的に社会福祉事業の企画、実践、普及など、地域に密着しながら地域福祉推進の活動を展開しています。

社会福祉協議会では、本計画の目標達成のために「地域福祉実践プラン」を策定し、連携しながら地域福祉活動の推進役としてその役割を担っていくよう努めます。

3 計画の周知

計画の内容については、広く町民に伝えることで、町全体で地域福祉を推進することができるよう、あらゆる媒体、機会を活用し、周知に努めます。

4 計画の進行評価

本計画を推進していくために、計画の進捗状況や成果などを評価することが大切です。

本計画をより実効あるものとするため、町民や事業者、行政関係者等により、関係者が十分連携を図った中で、活動上の課題や情報交換を行い、地域福祉計画の推進に努めます。

また、町と社会福祉協議会が中心となり、毎年、評価・検証作業を行い、その後の計画を推進します。

資料編

上富良野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 25 年 5 月 31 決定)

(設置)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく上富良野町地域福祉計画（以下「地域福祉計画という。」）の策定にあたり、広く町民の意見を反映し、地域における社会福祉の増進を高めることを目的とするために上富良野町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次の事項について協議し、町長に報告する。

- (1) 地域における地域サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

- 2 前項に定める委員は、障害者団体、福祉団体並びにその他関係団体から推薦される者及び公募により選任された者をもって構成し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該地域福祉計画に関する報告が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 策定委員会に、会長及び副会長の職をそれぞれ 1 名置き、会長は、策定委員会を代表し会務を統括する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、会長が必要に応じて召集すること。

- 2 会議の議長は、会長が行うものとする。

(事務局)

第 7 条 策定委員会の事務を処理するため、事務局を保健福祉課福祉対策班に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、第 2 条に規定する町長への最終報告をもって、その効力を失う。

上富良野町地域福祉計画策定町民委員名簿

No.	役 職	氏 名	所属団体・機関等の名称及び役職
1	会 長	渡 辺 孝 一	上富良野町民生児童委員協議会 副会長
2	副会長	松 浦 正 子	ボランティアセンター運営委員会 委員長
3	委 員	台丸谷 次 男	上富良野町身障者福祉協会 会長
4	委 員	佐 藤 祥 一	手をつなぐ親の会 会長
5	委 員	宮 崎 守	つばさ会 会員
6	委 員	二 宮 利 和	NPO法人 なないろニカラ 理事
7	委 員	持 安 弘 行	社会福祉法人 上富良野町社会福祉協議会 事務局長
8	委 員	西 川 勝	社会福祉法人 わかば会 理事
9	委 員	檜 野 真由美	社会福祉法人 富良野あさひ郷 デイサービスセンターかみん 管理者
10	委 員	藤 田 敏 子	上富良野町女性団体連絡協議会 会長
11	委 員	三 島 功 士	上富良野町老人クラブ連合会 会長
12	委 員	谷 口 貴 人	上富良野町商工会青年部 部長
13	委 員	三 枝 幸 三	上富良野町住民会長連合会 副会長
14	委 員	五十嵐 順 美	公募委員
15	委 員	広 瀬 美 奈	公募委員

用語解説

あ行

NPO(エヌ ピー オー)

民間非営利組織のこと。平成10年(1998)年12月より「特定非営利活動促進法」(NPO法)が施行され、住民指導の公益活動に取り組む非営利団体に、保健・福祉・社会教育、文化・芸術、環境保全など12分野の非営利活動に対し、所轄庁の認定により、法人格を与えられ、本来事業の所得への非課税などの優遇措置が図られる。資金援助を促進するため、寄付金に対する優遇税制が大きな課題となっている。

お元気かい

町から町社会福祉協議会に委託し、保健福祉総合センターにおいて、「運動機能の向上」「栄養改善」「認知症予防」「閉じこもり予防」「口腔機能向上」「うつ予防」などの介護予防プログラムを提供します。

か行

協働

住民がまちづくりの主人公として、身近な課題を住民同士、あるいは住民と行政がともに考え、協力し、解決していくこと。

権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用等に関して自己の判断で適切に行うことが困難な方に対する相談・助言、連絡調整、代行、代理権、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類等の預かりなどを行う事業。

ケアマネジメント

要介護(要支援)認定者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。

子育て支援センター

家庭で子どもを保育する保護者とその子どもを対象に、子育てサークルや遊びの場の提供、子育てに関する相談や情報提供をする施設。

コミュニティ

居住地や関心をもとにすることで営まれる共同体のこと。

コーディネーター

様々な要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人。また、そのような職業。

さ行

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援が必要な人たち。

在宅介護支援センター

在宅の要援護高齢者もしくは要援護となるおそれのある高齢者またはその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受けられるように、24時間体制で市町村関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行う。

社会福祉法人

社会福祉法にいう社会事業を行うことを目的として設立された法人。

社会福祉事業には、公共性の高い事業で特別養護老人ホームや児童擁護施設などを経営できる第一種社会福祉事業と、保育所やデイサービスなどを経営できる第二種社会福祉事業があります。

主任児童委員

児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整、児童委員が行う調査・指導等の活動に対し援助・協力を行う児童委員をいう。

小地域福祉ネットワーク

自治会（町内会）などの組織を基盤とし、住民が参加し、高齢者などの何らかの支援を必要とする方々の生活の見守りや身近な生活課題を、近隣同士の「助け合い」精神をもって連携し、速やかに改善・解決する方法を編み出す組織づくり。

情報ネットワーク

一つの事例に対して様々なネットワークを駆使し、情報を得ることのできる体制づくり。

成年後見人

成年後見制度において、成年被後見人（「精神上の障害に因り事理を弁識する能力を欠く常況に在る者」で、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者）に対して付される保護者をいう（民法 843 条）。

成年後見支援センター

福祉に関する未成年者（管理権をもつ親権者がいない場合）、成年被後見人、被補佐人、被補助人、任意後見契約における委任者の保護のための組織。

生活習慣病

中年以降に死亡率の高くなる慢性病のうち、食生活や喫煙、飲酒、運動など生活習慣との関係が大きい病気。従来は「成人病」とよばれていたもので、厚生省（現厚生労働省）は公衆衛生審議会（現厚生科学審議会）の提言を受け、1997 年（平成 9）から成人病の呼称を生活習慣病と改称した。これには日本人の三大死因である、癌（がん）（悪性新生物）、脳卒中（脳血管疾患）、心臓病（心疾患）のほか、糖尿病、高血圧、腎臓（じんぞう）病、胃潰瘍（いかいよう）、肥満、歯周病などが含まれる。

た行

地域生活支援事業

都道府県および市町村が、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい各般の事業（移動支援事業、地域活動支援センター、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業等）をいう。

地域生活支援センター

障害者施設等に生活支援センターを設け、地域において生活している障害者の相談に応じ、助言を与えるなど地域生活に必要な支援を行い、障害者の地域生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に設置している施設。

地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践をいう。

地域通貨(エコマネー)

特定された地域内、あるいはコミュニティにおいて流通している、法定通貨では表現することができない社会的価値や、コミュニティ独自の価値を交換・流通させることを目的とする通貨。英語のコミュニティ・カレンシーCommunity Currency の訳語である。「エコマネー」もその一種。

地域福祉ネットワーク

自治会（町内会）などの組織を基盤とし、住民が参加し、高齢者などの何らかの支援を必要とする方々の生活の見守りや身近な生活課題を、近隣同士の「助け合い」精神をもって連携し、速やかに改善・解決する方法。

地域包括支援センター

地域において①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。

な行

認知症サポーター

いったん発育した脳が損傷されて、その結果として、それまでに獲得された知的能力が低下してしまった状態（認知症）の人を、支援する人。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者を排除するのではなく、ともに平等に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるという考え方。

は行

発達支援センター

発達障害児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。発達障害児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

バリアフリー

障害をもつ人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。

福祉マップ(仮称)

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害のある方の世帯など地域で支援を要する方の日常生活における支援先の情報が記載された地図。

ふれあいサロン

高齢者など、閉じこもりやすい人たちが気楽に集まり、楽しく過ごせる場所と内容を身近な地域に自分たちで作っていく活動のこと。

福祉コミュニティ

自治会（町内会）などの一定の組織を基盤とし、住民の間における福祉を目的としたつながりの体制づくり。

ボランティアコーディネーター

町民のボランティア（自分の意志で、積極的に参加する）な活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう、町民と町民または組織をつないだり、組織内での調整を行うスタッフ。

ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関。

ま行

民生児童委員協議会

民生委員児童委員32名、主任児童委員2名で、更生部会、児童部会、障がい部会、高齢者部会の4部会で構成されている。

毎月、定例会を開催し、地域の情報交換など活発な意見が交わされている。

他に各部会の部会長、副部会長、会長、副会長等で組織されている総務部会があり、協議会の運営や、歳末助け合いなどを年度末に協議している。

や行

要援護者マップ(仮称)

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害のある方の世帯など地域で支援を要する方を把握し、防災や防犯などの緊急時に対応できる情報が記載された地図。

第 2 次

上富良野町地域福祉計画

平成26年度～平成30年度

発 行 上富良野町 平成26年2月

編 集 上富良野町 保健福祉課

〒 071-0561

空知郡上富良野町大町2丁目8番4号

TEL (0167) 45-6987